

## 公開概要書

受付日	6月23日	回答日	7月9日	担当課	秘書課（特別給付金室）
意見等の内容	<p>特別給付金の振込日について（つづき）</p> <p>前回、特別給付金の振込日が申請順と異なる件を質したが、反省と謝罪がない。案内文のどこにも「申請受付順には振込できない」とは書いていない。これでは当然申請順に振り込まれると解釈する。対応が上から目線なのではないか。</p>				
回答の内容	<p>まず、先の回答において説明させていただいた内容が、最初のお知らせの段階で十分に伝わらなかった方がおられることをご指摘いただきました。最初に全世界帯にお送りした「特別定額給付金の申請について」という文書の中で、</p> <p>「4. 申請書の記載内容や口座情報、添付書類等に不備があると給付金の支払いが遅れてしまいますので（以下略）」</p> <p>という部分は、前回の回答で説明しました、個別の申請処理が遅延し、結果として処理順が前後する可能性について、ご注意くださいのために記載されたものであります。しかしながらこの説明では十分でないというのがご指摘の趣旨であろうかと考えますので、ご意見を参考に、今後同様の事業を実施する際はよりわかりやすい表現について検討してまいります。</p> <p>また、上から目線ではないかのご指摘ではありますが、申し上げるまでもなくそのような意図はまったくございません。ただ、上記のような注意喚起を行ったうえで、全体として最大限のスピードで事務処理を行うことを優先したという事実がありますので、それについては説明させていただくべきであると考えております。この点につきましても、きちんとご理解いただけるような表現を常に心がける必要があると、ご指摘により感じたところです。今後こうした表現について、さらに熟考してまいりたいと存じます。</p> <p>また、申請の際に添付をお願いする本人確認書類についてもお問い合わせいただいたとお聞きしております。顔写真付き書類なら1点、その他の書類なら2点と、取り扱いを分けた理由につきましては、通常市民課にて行っております、住民票や戸籍謄本等の交付の際の取り扱いを準用させていただいたことによるものです。市民課でのこうした取り扱いについては、情報漏洩の防止やプライバシー保護、本人へのなりすましや詐欺等の防止の観点から必要な措置と認識しております。他の自治体では確認書類1点のみでの対応を行っているところもございますが、益田市としては上記理由に基づき、市として統一的な対応をさせていただいておりますのでご理解いただきたいと思います。</p> <p>なお、「市長への手紙」に対する回答については、必ず私が目を通し、必要があれば自ら修正した上で発送しておりますことを申し添えさせていただきます。</p>				